

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成18(2006)年12月に教育基本法(昭和22年法律第25号)が改正され、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されました。国においては、これまで、平成20(2008)年に教育振興基本計画、平成25(2013)年に第2期教育振興基本計画、平成30(2018)年に第3期教育振興基本計画が策定されています。

また、同法において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、本市では、平成23(2011)年3月に「加東市教育振興基本計画」(以下「第1期計画」という。計画期間：平成23(2011)年度～平成27(2015)年度)、平成28(2016)年3月に「第2期加東市教育振興基本計画」(以下「第2期計画」という。計画期間：平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)を策定し、第1期計画と第2期計画を通して、「【人間力の育成】一学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！一」を基本理念とし、教育の充実に取り組んできました。

これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、社会の変化を見据え、国や兵庫県の計画を参酌して、本市がめざす教育の方向性と、今後講ずべき教育の施策等を示す「第3期加東市教育振興基本計画」(以下「第3期計画」という。)を策定します。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

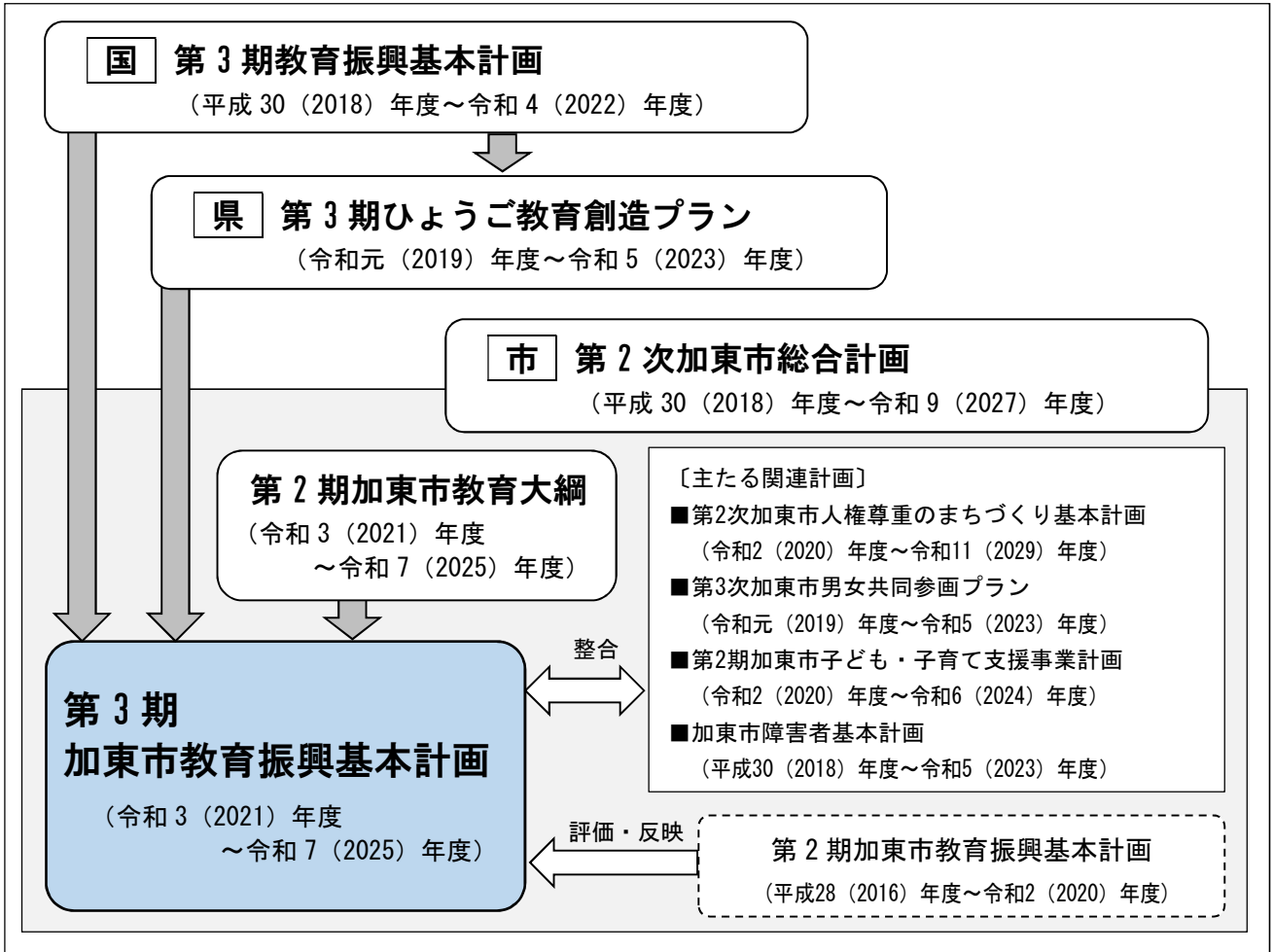
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の位置づけ

第3期計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「第2次加東市総合計画」に基づく個別計画として位置付けています。

国の「第3期教育振興基本計画」、兵庫県の第3期「ひょうご教育創造プラン」を踏まえながら、本市の教育施策に関する基本的な考え方を施策に反映させ、実施していくために、本市の基本方針及び施策の方向性を示すものです。

図表1 加東市教育振興基本計画と関連計画



3. 計画の対象

第3期計画は、家庭教育への支援を含め、幼児教育、学校教育、社会教育に関する施策を対象とします。

4. 計画の期間

第3期計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の計画とします。

平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
第2期加東市教育振興基本計画									
				見直し	第3期加東市教育振興基本計画				